

注意事項

- 加入資格：商船三井グループの役員・従業員で2026年6月1日現在で満60歳未満の方。対象となるグループ会社については、<お問い合わせ先>までご連絡ください。
  - 保険期間：2026年6月1日午後4時より2027年6月1日午後4時まで1年間。なお、中途加入の場合は、毎月25日までの申込みで翌々月1日より補償開始
  - 保険料控除：2026年8月の給与より開始。なお、中途加入の場合は、補償開始月の翌々月給与より開始
  - てん補期間(\*)：満60歳の誕生日まで(年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は最長3年間)
  - 免責期間(\*)：180日
  - 特約：認知症・心身障害補償特約(精神障害補償特約(D)) ※上記特約の補償期間：2年間  
妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみの業務上の身体障害者不担保持特約)
- \*てん補期間については、下記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)の「\*7」、免責期間については同本文「\*2」をご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

- ご加入したタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金金額・保険料」表をご確認ください。
- 保険の対象となる方が、補償内容が同等の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分に確認ください。
- 補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご確認ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、<お問い合わせ先>までご連絡ください。)

団体長期障害所得補償 基本特約 (GLTD\*) 定額型

病気やケガ(業務上の病気やケガを除きます。)によって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して、長期にわたって保険金をお支払いします。また、認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))がセットされているため、メンタルヘルス不調等所定の精神障害による就業障害も補償します(ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象になりません。お支払期間は、最長2年となります)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払い致します。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

\*GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

「就業障害」とは、以下の状態をいいます。(就業障害の定義、定義C)

- 【免責期間\*4中】病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の継続的・能動的に十分な業務も全(従事できない状態)\*2。
- ①その病気やケガのため、入院していること。
  - ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。
  - ③その病気やケガにより、継続・能動的に十分な業務も全(従事できない程度)の後遺障害が残っていること。
- \*1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\*2」をご確認ください。
- \*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できない他の業務(軽作業や事務作業、テレワーク等)も全(できない)状態です。
- 【てん補期間\*4開始後】病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全(従事できない)\*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率\*3が20%超である状態。
- ①その病気やケガのため、入院していること。
  - ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。
  - ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。
- \*1 てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\*7」をご確認ください。
- \*2 全(従事できない)場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。
- \*3 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\*5」をご確認ください。

④ ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはなりません。

この保険契約は、株式会社商船三井を保険契約者とし、商船三井グループの役員・従業員を被保険者とする団体契約(ささえ:団体総合生活保険)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社商船三井が有します。このパンフレットは、団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

病気やケガ\*1によって保険期間中に就業障害となり、その期間中に継続して免責期間\*2を超えた場合 ▶就業障害期間\*3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金 = 支払基礎所得額\*4 × 所得喪失率\*5 × 約定給付率(100%)

ただし、支払基礎所得額\*4が保険の対象となる方の平均月間所得額\*6を超える場合は、平均月間所得額\*6×支払基礎所得額\*4としてお支払いする保険金の額を減らします。 ※他の関係者(または共有者)から保険金または共有金を受け取った場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方はその「家族」が、補償内容を同様の関係者(他ご家族)にしているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分に確認ください。

※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の発生した場合には、ご契約者または保険の対象となる方、保険の対象となる方の業務従事開始期日のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務従事開始期日について有益と認められる費用をお支払いします。

- \*1 業務上の病気やケガ(通勤途上のケガを含みます。)を除きます。
- \*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決められた一定の期間のことをいいます。
- \*3 「てん補期間\*4内の就業障害の日数」をいいます。(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割で計算します。)
- \*4 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。
- \*5 病気やケガにより全(就業できない)場合は100%となります。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

所得喪失率 = 1 - (免責期間\*2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額\*8 / 免責期間\*2が開始する直前の、上記期間に当たる各月における所得\*9)額

ただし、所得\*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

- \*6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得\*9の平均月額をいいます。
- \*7 同一の病気やケガによる就業障害\*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決められた一定の期間(免責期間\*2終了日の翌日から期間)のことをいいます。
- \*8 免責期間\*2開始日以降に業務が復旧して得られる\*9の額をいいます。免責期間\*2が終了した月から1か月単位で計算します。
- \*9 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- \*10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害
- 保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受取るべき金額部分)
- 保険の対象となる方の前科行為、自衛行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
- 無罪の宣告・無罪の撤回を認めた場合(生じた病気やケガによる就業障害)
- 妊娠・出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。)
- 妊娠または出産による就業障害
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
- 保険の対象となる方が被る精神障害(認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存症、薬物依存症)の精神障害の原因として生じた就業障害(認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))がセットされているので、所定の精神障害については2年超要致\*11にお支払いの対象となります。)
- むちうち症・腰痛等、医師が他所所見のみ、そのほかの診断がないこと
- 発熱等の他の診断が不明な原因による就業障害
- この保険契約が開始した(若しくは最初の保険契約)の初年度契約\*12をいいます。この保険契約の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害\*12

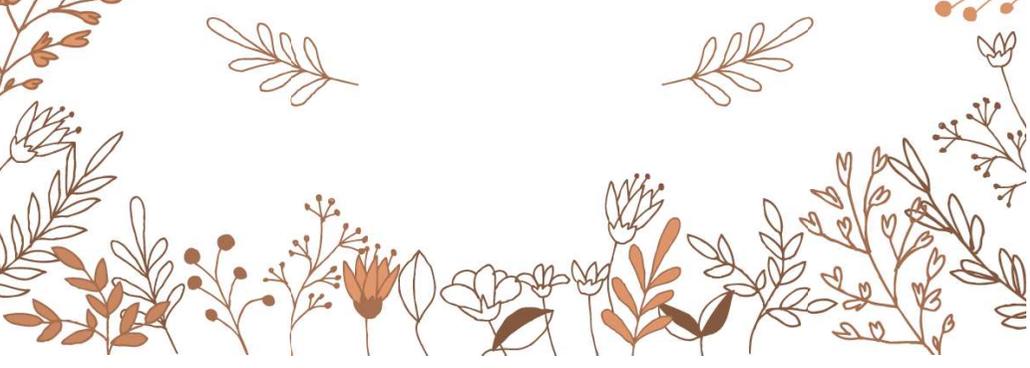
- \*11 団体長期障害所得補償基本特約のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間(2年)が限度となります。
- \*12 初年度契約の解除開始の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。
- \*13 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。



# ささえ

(団体総合生活保険)

ささえは、万が一病気やケガで働けなくなり収入が大幅に減少した場合に、最長満60歳の誕生日まで所得の一部を補償する減額制度です。



## お申込みスケジュール

- 1 加入申込み  
2026年4月6日(月)締切
  - 2 保険責任開始  
2026年6月1日(月)
  - 3 保険料控除開始  
2026年8月の給与から毎月  
保険料を引取りさせていただきます。
- 2026年4月6日(月)までに加入依頼書に必要事項を記入・署名の上、人事または担当者へご提出ください。  
※ご記入内容の不備や提出遅延がありますと補償開始日が1か月ずれます。
- 保険期間は2026年6月1日(月)午後4時より2027年6月1日(火)午後4時までの1年間です。新規加入者においては、6月1日午後4時より前は補償対象外です。

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は、必ずお読みください。ご加入者より保険料を払込みいただけない場合には、この保険契約のそのご加入者のご加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分\*1を解除させていただくことがあります。

\*1 そのご加入者によってご加入された保険の対象となる方全員およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払い込みいただけない場合、変更保険料を払い込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます。)

現在ご加入の方につきましては、加入申込み締切までにご加入者の方から特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店商船三井興産株式会社までご連絡ください。  
※更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側からご加入をお断りする場合があります。

## ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は追記・訂正をお願いいたします。また更新の場合は現在の加入内容についてもあわせてご確認いただき、万が一、誤りがありましたら、取扱代理店商船三井興産株式会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

**取扱代理店**

**商船三井興産株式会社 (幹事)**  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー15階  
TEL 0120-853-370 FAX 03-6841-8551

**株式会社アドバンテッジリクス マネジメント (非幹事)**  
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー9階  
TEL 0120-921-387 平日(月～金) 10:00～16:00まで  
URL <https://www.armg.jp/>

**引受保険会社**

**東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) マーケット戦略部 地域連携室**  
〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー  
TEL 03-6704-5488

2025年9月作成 25T-001407

# 皆様が、万が一病気やケガで長期間仕事ができなくなった場合に、皆様自身とご家族の生活を補償する制度です。

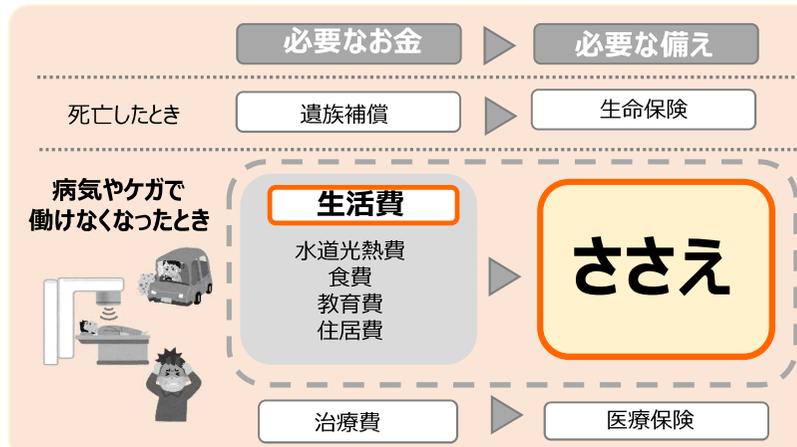
## 特長

### ささえ 未加入の場合

長期にわたり病気やケガで働けなくなってしまうと、収入が減少し、生活を維持することが難しくなってしまいます。



ささえは、これまでの保険制度では十分に補償されなかった「長期間仕事ができない」ときの収入の一部の補償を行います。



### 1 健康状態告知緩和!

健康状態告知内容が緩和されました。これまで加入できなかった方や条件付きで加入されている方は、加入できる場合や条件を外すことができる場合があります。同封チラシや加入依頼書をご確認ください。

### 2 最長60歳の誕生日までのロング補償

病気やケガで働けない状態が続く限り退職後も補償が続きます。※60歳までの期間が3年に満たない場合は最長3年間の補償

### 3 入院中だけでなく自宅療養中も補償対象

入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も、保険金支払い条件を満たしている限り補償対象です。

### 4 特約も充実

- ・認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) ※てん補期間2年間の補償
- ・妊娠に伴う身体障害補償特約 (女性の方のみ)
- ・業務上の身体障害不担保特約 業務上の病気・ケガ (通勤途上のケガを含みます) の場合は、政府労災保険で補償されますので、保険金支払いの対象とはなりません。

### 5 支払う保険料は年末調整の対象

他の介護医療保険料控除と合算して所得税については最高40,000円、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。(2025年9月現在)

## ささえ 任意加入プランとは

病気やケガ(業務上の病気やケガを除きます。)で180日を超えて働けない状態が続く場合やその後復職したが20%を超えて収入が減少する場合、最長60歳の誕生日まで月々最大50万円が補償されます。皆様のニーズに合わせて月額10万円～50万円の中からお選びください。

### ■ 保険料

1口 (保険金月額 (支払基礎所得額) 10万円) あたりの月額保険料 (単位: 円) <保険期間: 1年> 団体割引15%  
保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。年齢は保険責任開始日である2026年6月1日現在の満年齢となります。

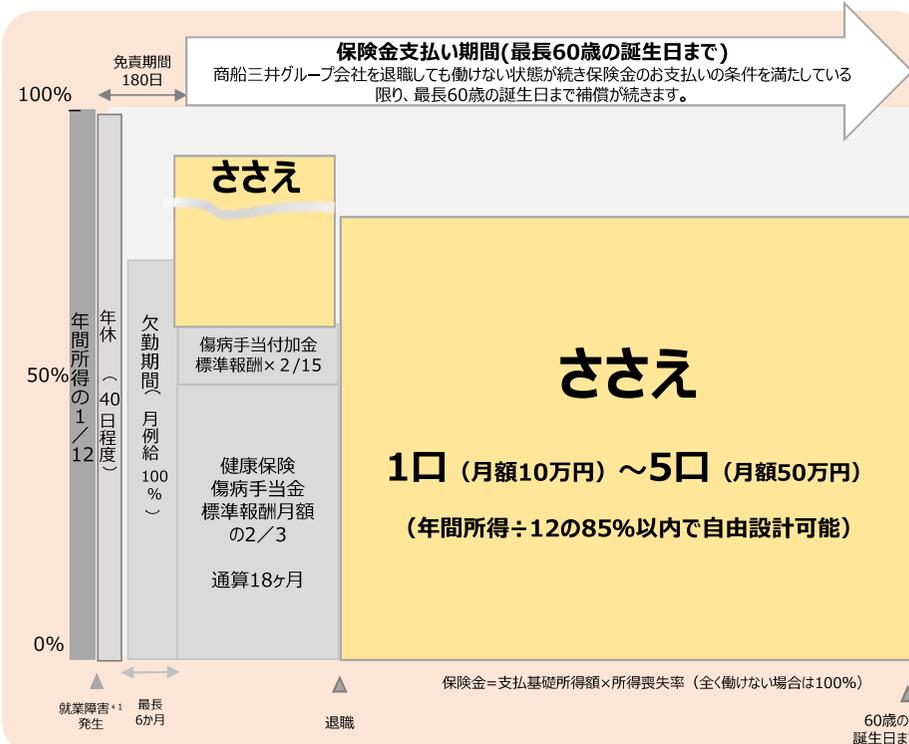
年齢	15-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59
男性	390	390	430	590	1,020	1,560	2,060	2,020
女性	280	390	490	860	1,440	2,080	2,470	2,120

### ■ 加入口数の決め方

保険金月額は、現在の年間所得÷12の85%以内で適切な金額をお決めください。保険金お支払いの際、保険金月額が平均年間所得額を超える場合は保険金月額全額はお支払いできないことがありますのでご注意ください。年間所得とは、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生に関わらず得られる収入および就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

計算式: 加入口数×10万円 ≤ 年間所得÷12の85%

口数	1口	2口	3口	4口	5口
保険金月額	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
年収目安	141万円	282万円	423万円	564万円	705万円



※上記の図は制度をわかりやすくするため簡略化したものです。詳しくはパンフレット裏面の「注意事項」もご確認ください。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。

\* 1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

### 概要動画

制度内容を動画でご紹介しています!

